

平成21年6月11日

各位

会社名 株式会社ロック・フィールド  
代表者名 代表取締役社長 岩田弘三  
(コード番号 2910 東証・大証1部)  
問合せ先 経理グループマネージャー  
伊澤 修 (TEL 078-435-2800)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年6月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年7月29日開催予定の第37回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

平成21年1月5日付で「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が施行され、上場会社の株券が電子化されたことに伴い、現行定款の一部を次のとおり変更するものであります。

(1) 合理化法附則第6条1項により、同法の施行日をもって当社定款の株券を発行する旨の定めは廃止されたものとみなされるため、当該規定を削除するとともに、単元未満株券の不発行に関する規定および株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。

ただし、株券喪失登録簿については決済合理化法の施行日の翌日から起算して1年を経過する日までは作成、備置きすることとされているため、補則に所要の定めをするものであります。

(2) 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律30号)が廃止されたことに伴い、実質株主及び実質株主名簿に関する定めを削除するものであります。

(3) 株券電子化を機に、株主権行使に関する事項が、株式取扱規則に定められていることを明確にするため、所要の変更を行うものであります。

(4) 上記の変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第7条（株券の発行）</u>  <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p><u>第8条（自己の株式の取得）</u>            （条文省略）</p> <p><u>第9条（単元株式数および単元未満株券の不発行）</u>            当社の単元株式数は、100株とする。  <u>2 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p><u>第10条（単元未満株式についての権利）</u>            当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利            （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利            （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利            （4）次条に定める請求をする権利</p> <p><u>第11条（単元未満株式の買増し）</u>            （条文省略）</p> <p><u>第12条（株主名簿管理人）</u>            当社は、株主名簿管理人を置く。            2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。            3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p><u>第13条（株式取扱規則）</u>            当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p><u>第14条</u>            ～ （条文省略）  <u>第41条</u></p>	<p>（削 除）</p> <p><u>第7条（自己の株式の取得）</u>            （現行どおり）</p> <p><u>第8条（単元株式数）</u>            （現行どおり）</p> <p>（削 除）</p> <p><u>第9条（単元未満株式についての権利）</u>            当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利            （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利            （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利            （4）次条に定める請求をする権利</p> <p><u>第10条（単元未満株式の買増し）</u>            （現行どおり）</p> <p><u>第11条（株主名簿管理人）</u>            当社は、株主名簿管理人を置く。            2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。            3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p><u>第12条（株式取扱規則）</u>            当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p><u>第13条</u>            ～ （現行どおり）  <u>第40条</u></p>

<p>第7章 補 則</p> <p><u>第42条</u> (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第7章 補 則</p> <p><u>第41条</u> (現行どおり)</p> <p><u>第42条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成および備置き その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株 主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わな い。</p> <p><u>第43条</u> 前条および本条は、平成22年1月5日まで 有効とし、平成22年1月6日をもって前条お よび本条を削るものとする。</p>
---	--

3. 定款変更のための定時株主総会開催日      平成21年7月29日  
定款変更の効力発生日                              平成21年7月29日

以 上